

第2次大阪市食育推進連絡調整会議開催要綱

(開催)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第18条に規定する市町村食育推進計画の策定及び食育推進に関する必要な事項について、意見を聴取することを目的として、第2次大阪市食育推進連絡調整会議(以下「会議」という。)を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、学識経験者、市内において積極的な食育推進活動を行う団体の代表者、公募により選考された市民、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱(委託)する。

2 前項に掲げる公募の方法は、別に定める。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 会議は、「第2次大阪市食育推進計画」の計画期間中開催する。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。